

校外勤務

根拠となる法令等

職員の旅費に関する条例

第2条第1項第3号 出張 職員が公務のため一時その勤務公署を離れて旅行することをいう。

本来出張に該当する用務（上記第2条第1項第3号）であるが、学校周辺勤務や旅費不支給の場合。

- 学校発・学校着・学校発着が前提。
- 学校から用務地までの路程が片道4 Km未満の場合や、4 Km以上であっても自家用車同乗や経費負担を伴わず町バス等に乗車する場合は、校外勤務扱い。

校外勤務

		校長	担当	各人
1	「出張伺」を10日前までに校長に提出			○
2	校外勤務の命令 （「出張伺」に承認年月日記入、サイン又は押印）	○		
3	校外勤務			○
4	校長に復命 （校長が「出張伺」に復命確認）	○	←	○
5	4－3－4 3校外勤務伺フォルダに保管		○	

※旅費が発生する出張を旅費不足等の理由により、校外勤務（旅費不支給）扱いとすることは出来ない。